

役員等報酬  
退職慰労金規程

社会福祉法人 宝寿会

# 役員等報酬及び退職慰労金規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝寿会(以下「当法人」という。)定款第9条及び23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬及び退職慰労金について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、別に定める職員給与規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日な当たるときには、職員給与規定に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

## (端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

### **(役員退職慰労金金額の決定)**

第9条 役員退職慰労金の金額は、本規約に基づき、理事会にて承認し、評議員会において決定する。

### **(役員退職慰労金の計算方法)**

第10条 役員退職慰労金は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出した額を合算して得た額とする。ただし、役位の変更によって報酬月額に減額が生じた場合最終報酬月額は役員在任中の最高報酬月額とする。

役員最終退任時の役員報酬月額×役位在任年数×最終役位係数

### **(役位係数)**

第11条 各役位別の役位係数は、別表3とする。ただし、役位に変更のある場合には、役員在任中の最高役位をもって最終役位とする。

### **(役員在任年数)**

第12条 役員在任年数は1カ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げるものとする。

### **(在任期間の特例)**

第13条 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ぬ事由により退任したときは、任期中の残存期間を在任月数に加算して計算する事が出来る。

### **(非常勤期間)**

第14条 役員の非常勤期間について、原則として、役員退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。ただし、特別の場合は評議員会で別に定めることが出来る。

### **(当法人職員兼務役員の役員退職慰労金)**

第15条 当法人職員兼務役員で、社会福祉施設職員退職手当共済制度に加入している役員は、その加入期間については、第10条の規定は適用しないものとし、就業規則「退職金」にかかる事項を適用するものとする。ただし、その役員が退職金制度を脱退したときは、脱退日の翌日(以下起算日という。)から第10条を適用し、在任年数は起算日からの在任年数とする。

### **(功労加算金)**

第16条 在任中特別の功労があった役員には、第10条により算出した金額の30%の範囲で加算することを理事会にて承認し、評議員会において決定する。

### **(特別減額)**

第17条 在任中法人に重大な損害を与えたり、不適切な行為があり役員を解任された者は第10条により算出した金額を減額することを理事会にて承認し、評議員会において決定する。

### **(支給日)**

第18条 役員退職慰労金は、理事会にて承認し、評議員会において決定後2カ月以内とする。

### **(法人加入の事業保険との関連)**

第19条 役員退職慰労金と関連のある法人加入の生命保険及び損害保険契約の受け取り保険金(中途解約返戻金も同じ)は、全額法人に帰属する。

**(公表)**

第20条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(規程の改廃)**

第21条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

**(規程の改正)**

第22条 この規定は、理事会にて承認し、評議員会において随時改定することが出来る。

付 則 この規程は、平成19年5月16日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

1. 平成27年 5月20日改正
2. 平成29年 4月 1日改正
3. 平成30年 3月23日改正
4. 令和 7年 4月 1日改正

【追加】別表2(非常勤役員等の報酬) 日当は、源泉徴収後の金額とする。

別表1(常勤役員等の報酬及び賞与)

| 役職名 | 報酬の額          | 賞与の額          |               |
|-----|---------------|---------------|---------------|
|     |               | 6月賞与          | 12月賞与         |
| 理事長 | 月額 95 万～120 万 | 報酬月額の 1.8 ヶ月分 | 報酬月額の 2.2 ヶ月分 |
| 理事  | 月額 20 万～35 万  | 報酬月額の 1.8 ヶ月分 | 報酬月額の 2.2 ヶ月分 |

別表2(非常勤役員等の報酬)

| 項目                      |                     | 日当       |
|-------------------------|---------------------|----------|
| 評議員                     | 評議員会への出席            | 10,000 円 |
|                         | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 15,000 円 |
| 理 事                     | 理事会等への出席            | 10,000 円 |
|                         | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 15,000 円 |
| 監 事                     | 監事監査等への出席           | 15,000 円 |
|                         | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 20,000 円 |
| 評議員選任・解任委員<br>※(外部委員のみ) | 評議員選任・解任委員会への出席     | 15,000 円 |
|                         | 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 15,000 円 |

※ 日当は、源泉徴収後の金額とする。

別表3(役位係数)

| 役位  | 係数 |
|-----|----|
| 理事長 | 3  |
| 理事  | 2  |